

春光園デイサービスセンター
【春光園指定地域密着型通所介護】【指定通所型介護予防サービス】

事業運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人春光園が設置する春光園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「地域密着型通所介護〔通所型介護予防サービス〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者又は事業対象者に対し、適切な指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

指定通所型介護予防サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者又は事業対象者に可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業に実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5. 指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供を行う。

6. 前各項のほか、「東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例」第7条及び第8条〔「東大阪市介護予防日常生活支援総合事業実施要綱」及び「東大阪市通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要項」〕に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条

指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

2. 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号)第2条第6号に指定する暴力団員及び東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者を、その運営に関与させないものとする。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 春光園デイサービスセンター
- (2) 所在地 東大阪市横枕8番34号 (特別養護老人ホーム春光園内)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：1名(常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護[指定通所介護予防サービス]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 従業者

生活相談員	1名以上(常勤)
介護職員	4名以上(常勤、非常勤)
機能訓練指導員	1名以上(常勤、非常勤)
看護職員	1名以上(常勤、非常勤)
栄養職員	1名以上

- ・従業者は、指定地域密着型通所介護[指定通所型介護予防サービス]の業務に当たる。
- ・生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。
- ・介護職員は、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。
- ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- ・看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。
- ・栄養職員は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日、営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日：月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営 業 時 間：午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間：午前9時00分から午後4時30分までとする

(指定通所介護[指定通所型介護予防サービス]の利用定員)

第7条

事業所の利用定員は、1日18名とする。

(指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の内容)

第8条

指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

(利用料等)

第9条

指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

2. 指定通所型介護予防サービスを提供した場合の利用料の額は、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱によるものとする。

3. 食事の提供に要する費用については、600円を徴収する。

4. おむつ代については、実費を徴収する。

5. その他、指定地域密着型通所介護〔通所型介護予防サービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

6. 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7. 指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

8. 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

9. 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条

通常の事業の実施地域は、東大阪市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条

利用者は、指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条

指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3. 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条

指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは私事の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及其家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第19条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携等)

第20条

指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2. 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聴く機会を設ける。
3. 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条

事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修：採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修：年2回程度
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、指定地域密着型通所介護「通所型介護予防サービス」に関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から5年間保存するものとする。
 - (1) 地域密着型通所介護計画「通所型介護予防サービス計画」については、計画の完了の日
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録については、そのサービスを提供した日
 - (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録については、通知の日
 - (4) 苦情の内容等の記録については、そのサービスを提供した日
 - (5) 事故の状況及び、事故に際して採った処置についての記録については、そのサービスを提供した日
 - (6) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録については、そのサービスを提供した日
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人春光園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則) この規程は令和5年4月1日から施行する。